

## 令和6年度県立学校新入生用端末販売業務に関する協定書（案）

埼玉県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、令和6年度県立学校入学（予定）者または保護者等に対する端末販売について、下記条項により協定を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の令和6年度県立学校入学（予定）者またはその保護者等に対し、インターネット販売サイトにより別紙1の端末を販売するものとする。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から納品確認が完了する日までとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、業務を実施するに当たっては別添仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、業務を効果的に実施するため、甲、乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（業務内容の変更等）

第4条 乙は、保護者等が優位になる場合や天災その他その責めに帰することができない事由による場合は、変更協議書（様式1）により、業務内容の変更を甲に協議することができる。

2 甲は、前項の規定により変更協議書の提出を受けたときは、遅滞なく、内容を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この協定の内容を変更することができる

（業務の費用）

第5条 本協定において、甲から乙への経費の負担は一切発生しないこととし、その費用は乙の負担とする。

（状況報告等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、業務の実施状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により業務の実施状況について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲からの指示がある場合には、随時に打ち合わせ会議を開催しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止等）

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この協定の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対して次に掲げる事項を行わなければならない。

（1）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条、第67条、第176条及び

第180条の適用を受けることの説明をすること

(2) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じさせること

(3) 個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について必要かつ適切な監督をすること

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(業務の完了報告)

第9条 乙は、業務完了後、遅滞なく業務完了報告書(様式2)を甲に提出しなければならない。

(甲の催告による協定の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この協定を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この協定及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この協定の義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない協定の解除)

第11条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちに本協定を解除することができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 本協定の履行にあたり、不正の行為をしたとき。

(3) 本協定の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始会社更生手続の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。

(5) 銀行取引を停止されたとき。

(6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(7) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

(8) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは

は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約・協定その他の契約・協定（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約・協定を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(9) 乙が、その責めに帰すべき事由により情報漏えい等の事故が発生したとき。

(10) 乙からこの協定の解除の申入れがあったとき。

(11) その他本協定を継続することができないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して協定を解除することができる。

3 第10条または本条第1項の規定による解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 甲は、第10条または前条第1項により本協定を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。

2 本協定の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(従事者の監督)

第13条 乙は、本件業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、従事者から誓約書（様式3）の提出を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により従事者から誓約書の提出を受けたときは、甲に対し、その写しを提出しなければならない。

3 乙は、その取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、第15条第1項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他の必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(秘密の保持等)

第14条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(安全管理措置)

第15条 乙は、個人情報の管理責任者、従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理に関する定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により定めを作成するなど必要かつ適切な措置を講じたときは、甲に対し、その内容を報告しなければならない。

3 甲は、個人情報の安全管理が図られるよう、乙に対して必要かつ適切な監督を行う。

(利用及び提供の制限)

第16条 乙は、甲の承認がある場合を除き、その取り扱う個人情報を本件業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。本件業務を行わなくなった後においても、同様とする。

(個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第17条 乙は、その取り扱う個人情報を第三者に提供する場合において、甲と協議の上、その取り扱う個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(複製等の禁止)

第18条 乙は、その取り扱う個人情報の複製、送信、個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出しその他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第19条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、その取り扱う個人情報が記録された資料等(電磁的記録を含む。以下「返還対象資料等」という。)を速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲立会いの下に返還対象資料等を廃棄することができる。

3 前2項の規定は、乙が本件業務を行う上で不要となった返還対象資料等について準用する。

(取扱状況の報告等)

第20条 乙は、甲に対し、甲、乙双方の合意に基づき定めた期間、方法及び内容等で、その取り扱う個人情報の取扱状況等について、甲が認めた場合を除き書面により報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況、管理状況、従事者の管理体制及び実施体制について、必要に応じ報告を求め、実地に調査することができる。

3 甲は、乙に対し、前2項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

第21条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、遅滞なく書面により報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態である場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応(本人に対する適宜の手段による通知を含む。)等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第22条 本件業務の実施に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(協定の費用)

第23条 この協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第24条 乙は、乙又は再委託協定等の相手方が、この協定又は当該再委託協定等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(疑義の決定)

第25条 本協定に定めなき事項並びに本協定の事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

(管轄裁判所)

第26条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

甲

代表者 埼玉県教育委員会

教育長 日吉 亨

所在地

乙

代表者

## 1 販売物品及び販売価格

## (1) 3年保証

単位：円（税込み）

区 分	学校配送	個人宅配送
タブレット端末 機種名：		
保証費用		
配送費	—	
諸経費		
合 計		

## (2) 4年保証

単位：円（税込み）

区 分	学校配送	個人宅配送
タブレット端末 機種名：		
保証費用		
配送費	—	
諸経費		
合 計		

(様式1)

令和 年 月 日

埼玉県教育委員会教育長

商号又は名称  
担当者所属・職・氏名  
電話番号

変更協議書

令和6年度県立学校新入生用端末販売業務について、業務内容の変更を協議します。

変更理由
変更内容 1 変更前  2 変更後  3 備考（変更に伴い、購入者が優位になる点等）

(様式2)

令和 年 月 日

埼玉県教育委員会教育長

商号又は名称  
担当者所属・職・氏名  
電話番号

### 業務完了報告書

締結した協定に基づく業務について、完了したので協定書第6条の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

1 注文受付締切日

2 配送完了年月日

3 端末名及び販売台数

①	3年保証	学校配送	台
②	3年保証	個人宅配送	台
③	4年保証	学校配送	台
④	4年保証	個人宅配送	台

※学校ごとの内訳を添付すること





【参考】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抜粋）

（安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第58条第1項各号に掲げる者法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。